手務カイトライン(第二分冊:金融会任関係 14 賞金移動耒有関係 <i>)</i> (新旧対照表)				
現 行	改正案			
Ⅷ一2 諸手続	Ⅲ-2 諸手続			
(新設)	<u> </u>			
	資金移動業者等による当局への申請・届出等及び当局から資金移動業者			
	等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用し			
	た行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)第6条第			
	1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行			
	<u>うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規</u>			
	定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ			
	<u>ることとされている。</u>			
	こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続き			
	に係る本事務ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係			
	<u>る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが</u>			
	<u>できるものとする。</u>			
	<u>また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍的に進</u>			
	展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我			
	が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモ			
	一ト社会の実現に向けた取組みを進めている。			
	金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、資金移動業者等			
	から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンライン			
	での提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほ			
	か、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等に			
	より、行政手続きの電子化を推進してきた。			
	更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・			
	押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見			
	直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直し			
	<u>に取り組んできた。</u>			
	<u>このような官民における取組みも踏まえ、本事務ガイドラインの書面・</u>			
	対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るも			

_	事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係	系 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)
	現 行	改正案
		の以外についても、〒2-8に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。 以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本事務ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。
	(新設)	 Ⅲ-2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点 Ⅲ-2-7を踏まえ、資金移動業者等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類(住民票の写し、身分証明書、税・手数料等の納付を証する書類等)については、原本送付を求めることとする。
	(中略)	(中略)
	(別紙1) 立入検査の基本的手続	(別紙1) 立入検査の基本的手続
	本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から 委任を受けて財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。) が実施する法令に基づく立入検査(以下、「立入検査」という。)に係る基本 的な手続を示したものである。 立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入	的な手続を示したものである。

検査は被検査金融機関(立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社 等の金融機関をいう。以下同じ。)に大きな負担等をもたらすおそれがあり、 被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解 し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが 重要である。

検査は被検査金融機関(立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社 等の金融機関をいう。以下同じ。)に大きな負担等をもたらすおそれがあり、 被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解 し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが 重要である。

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)

1-1370 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	係 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)		
現 行	改正案		
したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。 上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。 (新設)	は、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必 定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必 要である。		
1. ~5. (略)	1. ~5. (略)		
(中略)	(中略)		
別紙様式3 (ひな型) (日本産業規格A4)	別紙様式3 (ひな型) (日本産業規格A4)		
文書番号	文 書 番 号		
年 月 日	年 月 日		
監督局長殿 財務(支)局長 (略)	監督局長殿 財務(支)局長 (略)		
別紙様式 4 (ひな型) (日本産業規格 A 4)	別紙様式4(ひな型) (日本産業規格A4)		
対 (日本産業税格A 4 /) 文 書 番 号 年 月 日	文書番号 年月日		
財務(支)局長 殿	財務(支)局長 殿		
財務(支)局長 <u>印</u> (略)	財務(支)局長(略)		

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)

現 行	改正案			
別紙様式6(ひな型) (日本産業規格A4)	別紙様式6 (ひな型) (日本産業規格A4)			
文 書 番 号	文 書 番 号			
年 月 日	年 月 日			
財務(支)局長 殿	財務(支)局長 殿			
財務(支)局長 <u>印</u>	財務(支)局長			
(略)	(略)			
別紙様式7 (ひな型) (日本産業規格A4) (略)	別紙様式7 (ひな型) (日本産業規格A4)			
	のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日 財務(支)局長 <u>印</u>	日本記めとおり旧建设をことを証明する。 日本 日 財務(支)局長			
別紙様式8(ひな型) (日本産業規格A4)	別紙様式8 (ひな型) (日本産業規格A4)			
縦覧の目的	縦覧の目的			
登録番号 資金移動業者の商号 <u>貸出印 返却印</u>	豆 球 宙 亏 頁並移期業有の問			
(略)	(略)			
別紙様式 10 (ひな型) (日本産業規格A4)	別紙様式 10 (ひな型) (日本産業規格A4)			
(略)	(略)			

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)

<u> </u>	第三分册:金融会社関(系 14 資金移動業者関	係) (新旧対照表)		
現行	改正案				
2. 公告等について	2. 公告等について				
公告、掲載予定日	<u>掲載新聞</u> 、場所等		公告、掲載予定日	<u>掲載新聞紙</u> 、場所等	
日刊新聞紙による公告		日刊新聞紙による公告			
営業所における掲示		営業所における掲示			
その他の <u>方法</u>		その他の <u>手段</u>			
(記載上の注意)	(記載上の注意)				
・ 公告の方法には、日刊新聞紙による公告か電子公	・ 公告の方法には、官報公告、日刊新聞紙による公告又は電子公告のいずれ				
	<u>であるか</u> を記載すること。				
・ その他の方法には、電子公告以外でウェブサイト	・ その他の手段には、電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を行う場合に				
記載すること。		記載すること。	記載すること。		
・ 場所等については、掲載した <u>新聞</u> の配付地域及び	・ 場所等については、掲載した <u>新聞紙</u> の配付地域及びポスター等の掲示場所				
について記載すること。	等について記載すること。				
(略)		(略)			
別紙様式 11(ひな型)	(日本産業規格A4)	別紙様式 11 (ひな型)		(日本産業規格A4)	
	文書番号			文書番号	
	年 月 日			年 月 日	
財務(支)局長 殿		財務(支)局長 殿			
財務(支)	局長 <u>印</u>		財務(支	を) 局長	
(略)		(略)			